



定期積金(年金積金「悠々」)

令和5年1月16日現在

1. 商品名	定期積金(年金積金「悠々」)	
2. 販売対象	<ul style="list-style-type: none"> 当金庫で国民年金・厚生年金保険・共済年金・国民年金基金 厚生年金基金・各企業年金を受取っている方 新規裁定請求書手続きで年金受取口座を当金庫に指定された方 年金受取り金融機関を当金庫に変更された方 	
3. 期間	2年以上5年以内	
4. 預入(払込)		
(1) 預入方法	年金受給月(隔月偶数月)の15日に指定口座から自動振替	
(2) 預入金額	20,000円以上	
(3) 預入単位	1,000円単位	
5. 払出方法	満期日以後に、給付契約金を一括支払いします。	
6. 利息(給付補填金)		
(1) 適用金利	<ul style="list-style-type: none"> 固定金利(店頭表示金利に0.010%上乘せいたします。) 契約時に通帳に表示する約定年利回りを満期日まで適用します。 満期日以後の利息は、払出日における普通預金利率を適用します。 給付補填金は満期日以後に、一括支払いします。 	
(2) 利息(給付補填金)の支払方法		
(3) 付利単位 計算方法	給付補填金は、付利単位を1円として、契約期間における掛込残高積数に年利回りを乗じて算出します。	
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> 個人：分離課税(国税15%、地方税5%) ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 マル優のお取り扱いはできません。 	
8. 手数料	—	
9. 付加できる 特約事項	満期時に定期預金や要求性預金(当座預金・普通預金等)へ自動入金が可能です。	
10. 中途解約時の 取扱	満期日前に解約する場合は、初回払込日から解約日の前日までの期間について、解約日の普通預金利率により計算した利息を、この積金の掛金残高相当額とともに支払いします。	
11. 金利情報の 入手方法	店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。	
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店又は業務部(9~17時、電話:03-3279-4480)にお申出ください。
	紛争解決措置	東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に上記業務部または全国しんきん相談所(9~17時、電話03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
13. その他参考 となる事項	<ul style="list-style-type: none"> 払込が遅延した場合は、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べるか約定年利回り(日割計算)の割合による遅延利息を徴求します。 既存の定期積金からの作り替えは出来ません。 一世帯あたりの契約口数の制限はございません。 証書式のお取扱は出来ません。(通帳式のみ) 預金保険制度の付保対象商品です。預金保険により元本1,000万円までと、その利息が保護されます。 当金庫に複数の口座がある場合は、それらの預金元本を合計して1,000万円までと、その利息が保護されます。 	